

平成19年4月27日
経済産業省
財務省

南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン産電解二酸化マンガンをに係る不当廉売関税の課税に関する調査の開始について

1. 経済産業省及び財務省は、本年1月31日、東ソー日向株式会社及び東ソー株式会社の2社から提出された南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン産電解二酸化マンガンをに係る不当廉売関税の課税申請について、関係法令に照らして検討を行った結果、関税定率法に基づく調査を行うに十分な証拠を備えたものであると認められたので、不当廉売関税の課税可否に関する両省合同の調査を開始することとした（本日付告示）。
（注）電解二酸化マンガンは、主に一次電池の正極材料として使用される。
2. 調査は、原則として1年以内に終了することとされており、今後、利害関係者からの証拠の提出、情報の提供等の機会を設けるとともに、上記4か国の企業、国内生産者等に対する実態調査による客観的な証拠の収集を行う。これらの結果を踏まえ、WTO協定に定められた国際ルール及び関係国内法令に基づき、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無についての認定を行った上で、不当廉売関税の課税の可否を政府として判断することとなる。

（本発表資料のお問い合わせ先）

貿易経済協力局特殊関税等調査室：加藤、藤田

（直通：03-3501-3462）

製造産業局化学課：田尻、中田

（直通：03-3501-1737）

(参考)

南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン産
電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税申請書の概要

1. 申請者が本邦の産業に利害関係を有する事情

申請者2社の2005年度の国内総生産高におけるシェアは70%である。

2. 不当廉売された貨物の輸入の事実

ダンピングマージン率 * 20~60%

* ダンピングマージン率：(正常価格－輸出価格) ÷ 我が国における輸入価格 (CIF 価格)

以上のことから、不当廉売された貨物の輸入の事実がある。

3. 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

(1) 不当廉売された貨物の輸入量

	2003年度	2006年度(注1)	増減率
4か国からの輸入量	3,147 MT	13,776 MT	338 %

(注1) 2006年度の数値は2006年4月から11月(8か月分)のデータを1.5倍して算出

(2) 本邦産業の状況を示す指標(2003年度の数値を100とした場合の指数)

	2003年度	2006年度(注2)	増減
国内生産量	100	93	▲7
国内販売額	100	51	▲49
市場占拠率(数量ベース)	100	49	▲51
雇用	100	91	▲9
利潤(営業利益)	100	▲38	▲138
在庫(申請者のみ)	100	168	68
稼働率	100	93	▲7
投資収益率(営業利益)	100	▲73	▲173

(注2) 2006年度の国内生産量及び国内販売額は上半期のデータを2倍して算出、雇用、在庫及び稼働率は上半期のデータを使用

(3) 本邦産業は、不当廉売された貨物の輸入により、価格に下方圧力がかかった結果、原料価格の高騰を国内販売価格に転嫁できず、価格の上昇が抑制されている。また、市場占拠率、生産量、雇用とも減少しており、利潤も上げられない状況である。

以上のことから、本邦産業は実質的な損害の事実がある。

不当廉売関税の課税手続きの流れ

